



請求日程等

【診療報酬等明細書】

| 診療月 | 9月 | | 10月 | |
|---------------|-----------|------------|-----------|------------|
| 請求書提出締切日 | 10月10日(火) | | 11月10日(金) | |
| 増減点等通知書等送付予定日 | 11月1日(水) | 11月5日(日)* | 12月5日(火) | 12月5日(火)* |
| 支払通知書等送付予定日 | 11月13日(月) | 11月15日(水)* | 12月13日(水) | 12月15日(金)* |
| 診療報酬等支払日 | 11月20日(月) | | 12月20日(水) | |

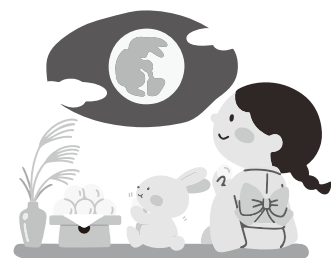
*オンライン請求システムからダウンロードが可能となる日

【出産育児一時金等関係】

| 分娩月 | 9月 | | 10月 | 10月 | | 11月 |
|-------------|-----------|-----------|----------------|-----------|-----------|----------------|
| 区分 | 正常分娩 | 異常分娩 | 支払早期 (正常分娩) | 正常分娩 | 異常分娩 | 支払早期 (正常分娩) |
| 請求書提出締切日 | 10月10日(火) | | 10月25日(水) | 11月10日(金) | | 11月24日(金) |
| 支払通知書送付予定日 | 10月19日(木) | 11月13日(月) | | 11月21日(火) | 12月13日(水) | |
| 出産育児一時金等支払日 | 11月7日(火) | 11月20日(月) | | 12月8日(金) | 12月20日(水) | |

【特定健診等関係】

| 健診月 | 9月 | | 10月 | |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 請求方法 | オンライン | 磁気媒体 | オンライン | 磁気媒体 |
| 提出締切日 | 10月5日(木) | 10月10日(火) | 11月6日(月) | 11月10日(金) |
| 返戻及び支払通知書送付予定日 | 11月15日(水) | | 12月14日(木) | |
| 特定健診等支払日 | 11月28日(火) | | 12月28日(木) | |



審査委員会からの連絡事項

医科

抗血小板剤の適応について

抗血小板剤の中には、PCIが適用される虚血性心疾患に適応の薬剤があります。

請求にあたっては、PCI後ステント留置等である旨を、レセプトの摘要欄に記載していただきますようお願いいたします。

なお、このことについては、過去に発行した「しまね国保連通信」(平成28年11月号及び令和4年1月号)でもお知らせしておりますが、記載のないレセプトが散見されますので改めてお願いいたします。

【薬剤例】

プラビックス錠、クロピドグレル錠、エフィエント錠 等

診療報酬等請求上の留意点

医科

血糖自己測定器加算の算定について

当該加算は3月に3回に限り算定でき、1月に2回又は3回算定することもできますが、このような算定ができる患者は、在宅自己注射指導管理料を算定している患者のうちインスリン製剤を2月分又は3月分以上処方している患者又は、在宅小児低血糖症患者指導管理料を算定している患者に限るとなっております。

なお、1月に2回又は3回分の算定を行う場合は、当月分に加え、翌月分、前月分又は当月分に加え、翌々月分、翌月分、前月分、前々月分のいずれを算定したのかを選択してレセプト電算処理システム用コードで記載することとなっておりますのでご注意ください。

また、前月以前のレセプトと期間が重複していないかご確認のうえ請求願います。

HbA1c、グリコアルブミン、1.5AGの算定について

当該検査を同一月中に併せて2回以上実施した場合、月1回に限り主たるもののみ算定することとなっております。ただし、妊娠中の患者、1型糖尿病患者、経口血糖降下薬の投与を開始して6月以内の患者、インスリン治療を開始して6月以内の患者等については、いずれか1項目を月1回に限り別に算定できます。また、クロザピンを投与中の患者については、HbA1cを月1回に限り別に算定できることとなっておりますのでご注意ください。

特定疾患処方管理加算2の算定について

当該加算は、診療所又は許可病床数が200床未満の病院である保険医療機関において、入院中の患者以外の患者（別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とするものに限る）に対して薬剤の処方期間が28日以上処方を行った場合に月1回に限り算定できることとなっております。

なお、この場合において、同一月に特定疾患処方管理加算1は算定できませんのでご注意ください。

お 願 い

妊婦一般健康診査における検査値等の記載について

妊婦一般健康診査受診票の所見欄には、検査を実施した項目について検査値の記載が必須となっておりますが、検査値等の記載漏れが散見されます。

請求の際はご留意いただきますようお願いいたします。

